次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
国内食料供給対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一　持続的生産強化対策事業費のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係るもの（地域公募事業に係るものに限る。） 二　経営所得安定対策等推進事業費に係るもの 食料自給力確保対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一　農地中間管理機構事業費に係るもの（農地中間管理機構推進事業に係るものに限る。） 二　農地利用最適化推進事業費に係るもの 三　所有者不明農地対策事業費に係るもの 四　農業水路等長寿命化・防災減災事業費に係るもの 食料自給力確保対策整備費補助金（農業生産基盤情報通信環境整備事業費（農業生産基盤情報通信環境整備事業のうち計画策定促進事業に限る。）に係るものを除く。） 新市場創出対策事業費補助金（持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に係るものに限る。）	（略）	（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 新市場創出対策事業費補助金（持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に係るものに限る。）	（略）
（略）		（略）	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第九百号の規定は、令和八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用する。

○国土交通省告示第五百三十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項及び第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月八日　　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定により、令和八年四月八日現在の一級河川の区間のうち、次の表一から表百九までに掲げる河川の区間外の区間を指定区間として指定する。この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。 七十六　旭川水系	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定により、令和七年七月七日現在の一級河川の区間のうち、次の表一から表百九までに掲げる河川の区間外の区間を指定区間として指定する。この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。 七十六　旭川水系
名称　区間　上流端　下流端	名称　区間　上流端　下流端
旭川　左岸　岡山市牟佐字高尾千六百七十三番地先 右岸　同市玉柏字宮本二千七百四十四番地先	旭川　左岸　岡山市牟佐字高尾千六百七十三番地先 右岸　同市玉柏字宮本二千七百四十四番地先